

集落活動支援事業助成金交付規程

1. 趣旨

「新穂地域づくり計画」で定めた地域づくりの理念及び将来像の実現のために、新穂地域の集落が行う「集落活動助成事業」に要する経費に対して、「新穂地域づくり協議会」（以下「協議会」という。）が助成金を交付する。

2. 助成金

1 集落あたり3万5千円を限度とする。（千円未満切捨て）

3. 集落活動助成事業

対象事業	事業内容
1. 集落間連携支援事業	○ 複数の集落が実施する交流事業 例：・集落活動等の相互参加、連合組織設置の協議等（既存事業を含む） ・地区運動会等、複数の集落が参加交流する行事等に必要な経費（佐渡市の分館活動事業補助金で、必要経費の一部もしくは全部が賅えないものを補填する場合）
2. イベント支援事業	○ 集落が実施するイベントの開催 例：集落内外から参加者を受け入れるイベントの等の開催（集落内住民を対象とした既存事業を含む。）
3. 環境美化支援事業	○ 集落が行う植栽活動、道路美化活動等 例：花ロードの整備、空き地や道路周辺などの草刈り等（空き缶等のゴミ拾い、側溝清掃を除く）
4. 大学生等の受入支援事業	○ 大学生等が行う調査研究活動等の受入 例：大学生等の活動支援、集落活性化策の検討、宿泊（民泊）場所の提供等
5. 子育て支援事業	○ 集落が行う子どもの居場所づくり事業 例：高齢者等との交流会、おもちゃ・絵本等の整備等
6. 空き家対策支援事業	○ 集落が行う空き家対策 例：空家の現状把握、所有者との連絡調整、佐渡市空き家情報システムへの登録、移住希望者の受入等
7. 防災資機材・備蓄物資等整備支援事業	○ 集落が行う防災資機材及び備蓄物資等の整備事業 例：ヘルメットやハンドマイク、ポリタンク、備蓄用非常食、簡易トイレ、給水タンク及び給水袋等の整備等

- ① 助成事業は、助成金完結ではなく、集落活動経費の全部または一部を担うものとする。
- ② 事業の運営の一切は集落で行うものとする。
- ③ 佐渡市から補助金等が交付される事業は助成対象としない。（防災資機材・備蓄物資等整備支援事業及び集落間連携支援事業は除く。）

4. 助成対象とならない経費

- ① 集落の経常的運営経費
- ② 集落構成員への賃金（日当等）、謝金
- ③ 懇親会等の飲食費（食品材料費、会議等の茶菓子代は対象とする。）
- ④ 集落又は集落構成員が所有する施設・機械等の使用料
- ⑤ その他、協議会長が適当でないとした経費

5. 申請者

新穂地域の集落長

6. 申請方法

(1) 提出書類

- ① 集落活動支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 収支予算書（別紙1）
- ③ その他必要な書類

(2) 提出部数 1部

7. 助成金の交付決定

- (1) 書類提出時に申請の内容について聞き取りを行う。
- (2) 事務局において事業内容の審査を行った後、様式第2号「集落活動支援事業助成金交付決定通知書」により通知する。

8. 事業実施報告

- (1) 事業が完了した日から30日以内、または、翌年3月31日のいずれか早い日までに、事業実施報告書を提出すること。

(2) 提出書類

- ① 集落活動支援事業実施報告書
- ② 収支決算書（別紙1）
- ③ 事業実施状況が分かる写真
- ④ 領収書の写し

(3) 提出部数 1部

9. 助成金の交付

事業実施報告書の提出後、助成金を支払う。

ただし手数料の都合により、口座振り込みではなく現金支払いする場合がある。

附 則

この規程は、平成29年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月25日から施行する。

様式第1号

集落活動支援事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

新穂地域づくり協議会
会長 様

申請者 住 所 佐渡市 番地
集 落 名
集落長氏名
電 話 番 号

令和 年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、集落活動支援事業助成金交付規程の規定により、関係書類を添えて助成金 _____ 円の交付を申請します。

1 事業計画

対象事業	事業の内容（事業箇所、数量・規模、実施時期等具体的な内容）
1. 集落間連携支援事業	
2. イベント支援事業	
3. 環境美化支援事業	
4. 大学生等の受入支援事業	
5. 子育て支援事業	
6. 空き家対策支援事業	
7. 防災資機材・備蓄物資等整備支援事業	

※必要に応じて、事業計画書（別紙2）を添付すること。

2 関係書類

- (1) 収支予算書（別紙1）
- (2) その他協議会長が必要と認める書類

集落名
氏名 様

新穂地域づくり協議会
会長 ㊟

集落活動支援事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった集落活動支援事業助成金の交付について、集落活動支援事業助成金交付規程の規定により次のとおり交付することに決定したので通知する。

交 付 決 定 額	円
交 付 決 定 の 内 容	この助成金の対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、令和 年 月 日付けで申請のあった申請書記載のとおりとする。
交 付 の 条 件	1 申請者は、集落活動支援事業助成金交付規程に従わなければならない。 2 交付条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1) 助成金の交付目的に反した利用をしないこと。 (2) 事業の実施により自治意識の高揚に努めること。 (3) 新穂地域づくり協議会の運営等に積極的に協力すること。

新穂地域づくり協議会
会長 様申請者 住 所 佐渡市 番地
集 落 名
集落長氏名
電 話 番 号

集落活動支援事業実施報告書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった事業について、次のとおり実施したので、集落活動支援事業助成金交付規程の規定により報告します。

1 事業実績

対象事業	事業実施内容（事業箇所、数量・規模、実施時期等具体的な内容）
1. 集落間連携支援事業	
2. イベント支援事業	
3. 環境美化支援事業	
4. 大学生等の受入支援事業	
5. 子育て支援事業	
6. 空き家対策支援事業	
7. 防災資機材・備蓄物資等整備支援事業	

※必要に応じて、事業実績書（別紙2）を添付すること。

2 関係書類

- (1) 収支決算書（別紙1）
- (2) その他必要な書類（領収書の写し、活動写真等）

(別紙 1)

収支予算(決算)書

集落名 : _____

1 収入の部

(単位 : 円)

科目	予算(決算)額	摘要
合計		

2 支出の部

(単位 : 円)

対象事業番号	科目	予算(決算)額	摘要
合計			

※ 対象事業番号 : 1. 集落間連携支援、2. イベント支援、3. 環境美化支援、
4. 大学生等の受入支援、5. 子育て支援、6. 空き家対策支援、
7. 防災資機材・備蓄物資等整備支援

(別紙2)

事業計画（実績）書

1 事業計画（実績）の内容

2 事業の実施予定（実績）

開始年月日	令和	年	月	日
完了年月日	令和	年	月	日